

2002 年度発足

坂総合病院

第 4 6 回倫理委員会報告

日時：2010 年 12 月 11 日（土）午後 4 時 15 分～18 時

場所：坂総合病院 新館 2 階カンファランス 2

出欠：宗教家 1、歯科医師 1、弁護士 1、患者会 1、ジャーナリスト 1、医師 3、看護師 1、事務局 3

議題：

1、第 4 5 回委員会（10.10.02）報告について
確認した。

2、「終末期にあたらぬ患者の治療行為差し控えについての倫理指針（案）」作成プロジェクト報告

プロジェクトメンバーでもある事務局員より、答申案のたたき台と第 4 回会議での議論を紹介して貰い意見交換の後、倫理委員会として以下の内容を助言とすることとした。

1、プロジェクトへのミッションの定義

現在の標題だと言葉の定義の議論が大変になる可能性もあるので、「脳血管障害の患者で強制栄養を行えば 6 ヶ月以上の予後が見込まれるが、強制栄養を行わない場合の倫理的課題整理と指針」と絞ったほうが良いのではないかと。

2、プロジェクトのミッションは、具体的には以下の 3 点になるのではないかと。

1) 胃ろうの差し控えが許されることの倫理的な根拠

- ・胃ろうは医療行為になるのか、否か。食べさせる、という行為と同じになるのか？
- ・医療倫理 4 原則やその他の倫理的な諸原則も含めて検討し、許容されるとしたら、その倫理的根拠を提示することが重要ではないかと。

2) 許される場合の具体的な要件

- ・第 1 には本人の意向重視。リビングウイルなど書面があればよいが。
- ・次は本人の意思についての家族の代諾。プロジェクトでは、倫理的原則にてらして検討していく際に家族の代諾の位置づけをどのようにおくのか、を検討することが重要であり、そのことによって家族への代諾の求め方も変わってくるのではないかと。この代諾を担保する内容を議論して欲しい。この内容が、最大の判断の拠り所になる
- ・上記の位置づけからみた場合に家族の判断理由として、当該患者の生死の判断に関わる決定を代諾する際に、介護力、経済力を判断材料として良いのか？これまでの議論をみると、入りうるという意見と入れてはならないという意見と両方ある。その点をどう考えるか。
- ・代諾の内容については、現場では「ご家族としては、どうしますか？」と問いかけてしまっている。「患者さん本人は、どうしたいと思っているか？」という問いかけが必要ではないかと。

3) その際の医療者側の行動指針の設定

以上

* 次回の会議日程 ～偶数月第 1 土曜日 16 時より～

第 4 7 回倫理委員会 2011 年 2 月 5 日

第 4 8 回倫理委員会 2011 年 4 月 2 日